

上関町空き家改修事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上関町空き家バンク制度要綱（平成18年上関町要綱第15号。以下「制度要綱」という。）に規定する上関町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）に登録された空き家を活用して上関町への移住・定住を促進し、人口拡大を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する上関町空き家改修事業助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家

制度要綱第4条第1項により登録された物件

(2) 所有者

空き家に係る所有権または売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者

(3) 空き家の改修

空き家のうち人の居住の用に供する家屋又はその一部について、建築基準法（昭和25年法律第201号）をはじめとした関係法令を遵守して、別表第1に掲げる工事を行うことをいう

(4) 建設関連業者

建設業許可を得た個人事業者および法人で、住宅の改修を行う民間事業者をいう

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 当該空き家所有者または制度要綱第7条第1項により利用者登録された者（以下「利用登録者」という。）で、次に掲げる要件を満たす者。

ア 当該空き家の所有者

空き家バンク登録時に町が指定する不動産業者と一般媒介契約を結び、かつ交付決定日から5年を経過する日までの間（以下「活用義務期間」という。）、借主の居住の用に供され、又は空き家バンク登録物件として活用することを要件とする。ただし、利用登録者への売却により所有権を移転する場合は、この限りでない。

イ 利用登録者

交付決定日から5年以上定住する意思を表明し、かつ空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した者のうち、当該空き家の所有者から改修について承諾を得た者

(2) 経費の総額（所有者自らが行う工事に要する経費を除く）が10万円以上となる改修を行うこと

(3) 未成年者でないこと

(4) 世帯全員が町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していないこと

(5) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと

(6) 助成金の交付を申請する日において、助成金の対象となる空き家の売買又は賃貸借契約の日

から1年を経過していないこと

(7) 空き家所有者の3親等以内の親族でないこと

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

（助成金の額）

第4条 助成金は、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その額は助成対象工事に要する経費の2分の1に相当する金額とし、100万円を限度とする。なお、助成金の額に1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の改修の施工は、町内に事務所を有する建設業許可を得た法人もしくは個人事業者によるものに限るものとする。ただし、町外事業者を利用する場合について町長が認める場合は、この限りでない。

3 空き家の改修は、1の登録物件に対して1回限りとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上関町空き家改修事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、工事着手までに町長に提出しなければならない。

(1) 空き家の位置図及び平面図（改修工事箇所を明記したもの）

(2) 改修工事見積書（内訳の記載されたもの）の写し

(3) 施工前の現場写真

(4) 住民票の写し（入居者分）

(5) 申請者本人の完納証明書

(6) 所有者以外が改修を実施する場合は、所有者の改修実施承諾書（様式第2号）

(7) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を上関町空き家改修事業助成金交付決定（申請却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、町長は、助成金の交付決定に際し、助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（助成対象事業の変更等）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、上関町空き家改修事業助成金変更等承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項による変更等の申請に係る承認の手続きについて準用する。

（完了報告）

第8条 交付決定者は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）が完了したときは、速やかに上関町空き家改修事業完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第9条 町長は、前条による報告を受けた場合は、助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定するとともに、上関町空き家改修事業助成金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 前条による助成金の額の確定を受けた交付決定者は、速やかに上関町空き家改修事業助成金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（交付の取消し等）

第11条 町長は、助成金受領者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している助成金があるときは、その全部又は一部について、返還を命ずるものとする。ただし、災害によるものその他町長がやむを得ない事由があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 第3条第1項第4号又は第8号の要件に該当すること、又は虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。
- (2) 活用義務期間の中途において、当該改修住宅に係る制度要綱第6条の規定による空き家登録の抹消、当該改修住宅の取壊し、利用登録者以外への売却もしくは譲渡による所有権の喪失、又は当該改修住宅に入居していた世帯員全員の転出若しくは転居により第6条第2項に規定する交付決定に係る要件を満たさなくなったとき。ただし、利用登録者に売却する場合及び助成金受領者が賃貸借契約時における所有者であって、借主及びその世帯員全員が退去後引き続き改修住宅を空き家バンクに登録する場合は、この限りでない。
- (3) 第6条第3項の規定により交付決定に際し付された条件に反するとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

区分	内容
木工事	部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス張替え
外装工事	外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等
左官タイル工事	室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等
電気工事	電気配線等の工事
給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等

※外構工事、増築工事、家電等の機器の購入費用は対象となりません。

申請日 年 月 日

上関町長 様

上関町空き家改修事業助成金交付申請書

1 申請者欄

(フリガナ) 氏 名		電話番号	
住 所		〒	
施 工 業 者	住 所	〒	
	名 称 代 表 者		連絡先 (電話)
事業実施場所 (空き家所在地)		上関町大字	
改修の内容 (具体的に)			
事 業 費	交付申請額	円	改修費用 (見積金額)
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
住 宅 の 面 積	建物全体の床面積	m ²	改修部分の床面積

2 確認事項（該当するものに☑を記入してください。）

1. 空き家バンク登録物件で、町指定の不動産業者と一般媒介契約を結んでいる	☐
2. 改修を行う者は、建設業許可を得た業者で、経費総額が10万円以上である	☐
3. 世帯全員が町税等を滞納していない	☐
4. 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による助成金の交付を受けていない	☐
5. 申請する日において、対象となる空き家の売買又は賃貸借契約の日から1年を経過していない	☐
6. 申請者は空き家所有者の3親等以内の親族ではない	☐
7. 【空き家所有者】交付決定日から5年を経過する日までの間、借主の居住の用に供され、又は空き家バンク登録物件として活用する予定である（利用登録者への売却により所有権を移転する場合も含む）	☐
8. 【利用登録者】交付決定日から5年以上定住し、かつ空き家に係る売買契約又は賃貸借契約を締結した者のうち、当該空き家の所有者から改修について承諾を得ている	☐
9. 世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない	☐

※各項目のうちいずれかに該当がない場合（7，8は該当者のみ）は、支給対象となりません。（裏面に続く）

3 添付資料

☐	①空き家の位置図及び平面図（位置図は任意の地図とし、ゼンリン住宅地図やGoogle Map等の写しに朱書きで示したものとする。平面図は、住宅の設計図書、または不動産業者の作成した間取り図を使用し、改修工事個所を明記したものとする。）
☐	②改修工事見積書（内訳の記載されたもの）の写し
☐	③施工前の現場写真
☐	④住民票の写し（入居者分）
☐	⑤申請者本人の町税等の滞納がない証明（発行から30日以内の完納証明書）
☐	⑥改修実施承諾書（様式第3号・借主による施工の場合）
☐	⑦その他（売買又は賃貸借の場合は契約書の写しなど）

4 誓約

私は、本申請の内容に相違ないことを誓約します。この誓約が虚偽であった場合は、補助金を返還し、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

署名 _____

年 月 日

上 関 町 長 様

申請者 住所
氏名

上関町空き家改修事業に係る改修実施承諾書

私が所有する空き家について、下記の者が改修事業を実施し、上関町空き家改修事業助成金の交付申請を行うことを承諾します。

記

改修事業を実施する者（賃貸借契約 における借主）	住 所 氏 名
空き家物件の所在地	
改修の内容	

上企第 号
年 月 日

様

上関町長

上関町空き家改修事業助成金交付決定（申請却下）通知書

年 月 日付で申請のありました上関町空き家改修事業助成金については、下記のとおり決定しましたので、上関町空き家改修事業助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 助成金の可否
- 交付決定 ・ 申請却下
- (理由 :)
- 2 交付決定金額
- 円

年 月 日

上 関 町 長 様

申請者 住所
氏名

上関町空き家改修事業助成金変更等承認申請書

年 月 日付け上企第 号で交付決定を受けた事業の内容に変更が生じたので、
上関町空き家改修事業助成金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

変更・中止（廃止） の年月日	年 月 日（予定）	
変更・中止（廃止） の内容または理由		
当初交付決定額	円	※金額の変更が伴わないときは、 空白にすること
変更申請額	円	
※添付書類（確認欄）		
①空き家の位置図及び平面図（位置図は任意の地図とし、ゼンリン住宅地図や Google Map 等の写しに朱書きで示したものとする。平面図は、住宅建築時の設計図書、もしくは不動産業者の作成した間取り図を使用し、改修工事個所を明記したものとする。）		
②改修工事見積書（内訳の記載されたもの）の写し		
③その他町長が必要と認める書類		

年 月 日

上 関 町 長 様

申請者 住所

氏名

連絡先（ ） ー

上関町空き家改修事業完了報告書

年 月 日付け上企第 号で交付決定を受けた事業を完了したので、上関町空き家改修事業助成金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり報告します。

記	
着手及び 完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
事業実施状況	
助成対象事業費	円
交付決定額	円
※添付書類 (確認欄)	
①対象事業に係る請負契約書の写し	☐
②改修工事に係る領収書又は請求書の写し	☐
③改修後の写真	☐
④その他町長が必要と認める書類	☐

上企第 号
年 月 日

様

上関町長

上関町空き家改修事業助成金確定通知書

年 月 日付で申請のありました上関町空き家改修事業助成金については、下記のとおり確定しましたので、上関町空き家改修事業助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

確定金額 円

年 月 日

上 関 町 長 様

申請者 住所
氏名

上関町空き家改修事業助成金交付請求書

年 月 日付け上企第 号で確定通知のありました上関町空き家改修事業助成金については、上関町空き家改修事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 上関町空き家改修事業助成金
- 2 助成金交付請求金額 円

- 3 助成金の振込先
- 助成金の交付については、次の口座へ振り込みを希望します。

金融機関名	
同店舗名	本店・本所・支店・支所
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義人	（フリガナ）